



同(愛知県西春日井郡新川町長成田蔵太郎)(第一九八九号)

同外一件(三重県鈴鹿郡久間田村長安藤正一外三名)(第一九九〇号)

同(三重県一志郡多気村長田中保)(第一九九一号)

同(三重県三重郡鶴川原村長重盛三三)(第一九九二号)

同(岡山県浅口市郡里庄町長村山正男)(第一九九三号)

同外二件(広島県甲奴郡吉野村長池田正外四名)(第一九九四号)

同(山口県阿武郡小川村長小河貞則)(第一九九五号)

同外三件(鳥取県八頭郡西郷村長露木博三外七名)(第一九九六号)

同外一件(鳥取県高都賀町長大谷一佐外三名)(第一九九七号)

同外一件(香川県木田郡平井町長泉安雄外三十五名)(第一九九八号)

同外一件(高知県安芸郡甲浦町長井上俊松外十二名)(第一九九九号)

同(長崎県知事西岡竹次郎)(第二〇〇〇号)

同(長崎市長田川務)(第二〇〇一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出第二四〇号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。  
去る二十四日本委員会に付託になりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。寺本政府委員。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案  
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律

(目的)  
第一條 この法律は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下積立金という。)を確定して有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめることを目的とする。

(積立金の管理及び運用)  
第二條 積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用する。

(運用の範囲)  
第三條 積立金は、左に掲げるものに運用する。

一 保険契約者又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人に対する貸付

二 地方債

三 地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付

2 積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで大蔵省資金運用部に預託することができる。

(資金運用部資金運用審議会への運用計画の諮問等)  
第四條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ資金運用部資金運用審議会(以下審議会という。)の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときもまた同様とする。

2 郵政大臣は、前項に定めるもの

の外、積立金の運用に關する重要事項について、審議会の意見をきくことができる。  
3 審議会は、積立金の運用に關し、郵政大臣に隨時意見を述べることが出来る。

(報告書の提出)  
第五條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用に關する報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及び運用資産の異動に關する重要な事項を記載するとともに、当該年度末現在の簡易生命保険及郵便年金特別会計の貸借対照表を添附しなければならない。

(積立金の出納執行命令権の委任)  
第六條 郵政大臣は、積立金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

附則  
1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。但し、昭和二十八年年度における積立金の運用に關しては、この法律の施行前でも第四條第一項の規定により必要な計画を定め、及び審議会の議に付することができる。

2 昭和二十八年三月三十一日現在の積立金でこの法律の施行の際資金運用部に預託されているもののこの法律の規定による運用については、その範圍を政令で定める。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表の資金運用

部資金運用審議会の項中「資金運用部資金」の下に「若しくは簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金」を、「大蔵大臣」の下に「若しくは郵政大臣」を加える。

○寺本政府委員 たいだいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案の提案理由を御説明いたしたいと存じますが、それに先立ちまして、この問題につきましても、絶えず絶大な御支援と御教示をいただきました委員各位に対しまして、厚く御礼を申し上げます。お蔭をもちまして、多年の懸案が解決をいたしました。ここに本法律案の御審議を迎える段階となるに至りましたことは、ひとえに委員各位のお力添えの賜でありまして、衷心より感謝をいたす次第であります。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金は、事業創始以来一貫して、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の所管大臣が管理運用して来たものであります。戦時から戦後にかけて、臨時的措施として、自主的運用が制限されて参つたのであります。すなわち、昭和十八年度以降、地方債と當国金庫債券に融資運用するもの以外の積立金は、大蔵省預金部に預け入れることとなり、引続き、戦後昭和二十一年一月には、連合国最高司令部の意向によりまして、契約者に対する貸付を除き一切の投融資を停止し、積立金全額を資金運用部に預託することとなりまして、これで、郵政省における自主的運用は實質的に失われてしまつたのであります。

さらにその後昨年三月の資金運用部

資金法の成立によりまして、簡易生命保険法が改正され、運用の基礎法規まで削除されて、名実ともにいわゆる運用権を失つたのであります。

かように戦時中の臨時的措置が一層強化された状態となつて今日に至つたのであります。

この間、衆参両院よりしばしば簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用をすみやかに復元することを要望した決議をいただきまして、政府はその実現に努力して来たのであります。重ねて今国会におきましても、両院よりその実現を促進する決議をいただいた次第であります。

以上の経緯にかんがみ両院の御要望に沿うためにも、議和成立を機として、ここに政府におきましては、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用を郵政省に復元し、積立金を確定して有利な方法により、かつ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめるため、その管理及び運用の基本法として、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案の要旨を申し述べますと、次の通りであります。

まず第一点は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用することを明かにしたことであります。

第二点は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用の対象であります。これは保険契約者等に対する貸付、地方債及び地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付とし、現実に運用するまでの積立金は、大蔵省資金運用部に預託することができ

るものといはしました。

第三点は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用計画及びその変更計画は、あらかじめ資金運用部資金運用審議会に諮問して決定すること。その他郵政大臣は、積立金の運用に関する重要事項について、同審議会の意見を聞くこととしたりました。

最後に、郵政大臣は、毎年度簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用についての報告書を、同審議会に提出することとしたしております。

なおこの法律案は、昭和二十八年四月一日より実施することとし、その実施の万全を期するため必要な運用計画のごときは、右の実期日以前において立てることができるよういたしております。おる次第であります。

以上をもちまして、提案理由と法律案の概要につき説明申し上げますが、何とぞ十分御審議の上すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○尾関委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。石原登君。

○石原(登)委員 私はまず質疑に入ります前に、本法が提案されました、今日私どもが審議できるようにいたしましたことについて、この間政府当局並びに関係各位が並々ならぬ努力を拂われたことにつきまして、まことに欣快にたえぬ次第であります。私どもはこの法律の通過によりまして、長年待望しておりましたところの国民諸君に、大いにおこたえができることをここに確信いたしました。喜びにたえませぬ。しかしながらこの間法律が上程になるまでにおきまして、相当いろいろの間題がありまして、この簡易保険自体

の根本の問題についても幾多の疑義を持つことがあつたのであります。私はこの機会におきまして、こういうような疑義一切を明らかにいたしまして、今後本事業が円満に運用されるようにいたしておかなければならぬ、かような考え方に立ちまして、質問を申し上げる次第でございます。でありますから、政府もどうか率直に御答弁をお願い申し上げます。

私がまず第一にお尋ね申し上げたいのは、今度の法案を出すまでにおいて、あるいは政府の部内においても、あるいは世論の中においても、あるいは国会の中においても、この簡易保険の積立金あるいは郵便年金の積立金の性格がきわめてあいまいであります。

〔尾関委員長退席、飯塚委員長代理着席〕

ある者は、これは国家資金だというふうに見ておる。ある者はさにあらず、これは契約者相互間の金である、こういうことを申しているのであります。その他いろいろ議論はありましたが、大きく対立いたしますところは、この積立金は国家の資金であるという議論、この積立金はあくまでも零細なるところのいわゆる契約者相互の金であるのだ、この二つの議論に大別されまして、しかもこの二つの議論の思想が最後まで対立して今日に至つたのであります。これがどちらのものであるかというところがはつきりされることによつて、今後の簡易保険のいゝわゆる運用、あるいは簡易保険事業の発展に、相当影響があると私は考えるわけでございます。大体政府は、こういうような世論に対して、今日までどのような態度で進んでおられるのであるか、こ

の点をはつきりいたしてもらいたいと存じます。そも、簡易保険が大正五年に第三十七回の帝國議會において制定された当時、当時の関係議員と箕浦通信大臣との問答によりまして、当然これは断じて国家財政のために使われる資金ではないということをはっきり確信をいたしております。これは当然契約者相互間の金であるのだ、こういうような建前に私は立つておるわけでございしますが、政府はいかようにお考えでありますか。この点を明らかにいたしていただきたいのであります。

○寺本政府委員 石原委員の御質問にお答えいたします。簡易保険の積立金の性格の問題でございますが、保険事業という建前から考えれば、当然これは保険加入者のための積立金と見るべきだと思つておる。しかし純粹の保険事業というものは、純粹の保険事業と見なすから離れて、この簡易生命保険を国家がやつておられます方面から考えて、これを形式的には、御承知の通り国家資金として、運用して来たわけでありまして、純粹の国家資金というには、あまりに——保険事業の本来から言いますれば、これはやはり零細な加入者の資金を集めた資金でありますから、加入者の立場に立つて、その利益増進のために考えなければならぬと思つておる。これは国家資金であるか、加入者のための資金であるか、はつきり区別することは困難じやないかと考えております。

○石原(登)委員 政府はしつかり思想統一して答えてもらわないと、これは後日に非常に影響する。なるほど言うところの純然たる民間の契約者の資金ではないというふうな感じの答弁は、もちろん了解できるのであります。私はこの金が国家資金であるのか、それとも契約者の金であるのかというところを、理論的に、学問的に言つてもらいたい。ただこれは政府があくまでも経営をやつておるところの事業でありまして、この金がある都合によつては、国家資金としてそういうふうな向きに使われることを、私は全面的に否定するわけでもない、あるいはそれを拒否するわけでもないのではありません。ただ根本が国家の資金であるのか、あるいは契約者の金であるのかというわけです。たとえば民間保険の場合は、これは会社の金では断じてありません。民間保険の積立金は、決して会社の金ではなくて、契約者相互間の金なんです。ところがこの保険については、契約者が官であるからというので、これが国家資金であるという理由はないのであつて、これはあくまでも本質的に契約者の金であるということが確立されなくてはならない。また理論的に私はさように考えられるわけなんです。ですから私はそれなら現在どうして契約者の金を国家資金に使つておるのか、そういうことを指摘しようとか、あるいはつづつ込めようというふうな意図ではありませんから、本質はこういうものであるということをはつきり言つてもらいたい。答弁はだれからでもいつても構いません。

○白根(玉)政府委員 御質問の要旨は、簡易保険の資金が、実質上と申しますか、制度の趣旨からいまして、国家財政上の理由によつて流用されるような国家資金の性質を持つかどうかという御質問であらうかと存じますが、私どもの考えとしては、加入も、簡易保険の金は、創始以来、加入

者の利益のためにする信託財産的色彩を持つておる、かように考えておるのでございます。事業創始時代の、大正五年の第三十七回帝國議會の衆議院における質疑応答の経緯から見まして、当時議員の方々が、この金は財政上の理由によつてやられるのではなからうか、あるいは地方資金を中央に集中してやるのではなからうかという御心配が、非常に質疑内容におきまして出て参つたのでございしますが、その際におきまして、箕浦通信大臣は、財政上の理由によつて運用するということとは絶対に避くべきものであつて、産業組合その他に貸付け、あるいは細民、中産階級以下の加入者階層の利益のために、還元的に融資すべきものであるというところを、はつきり答弁しておるのをご存じ願ひいたします。現に簡易保険法の建前から申し上げますと、簡易保険の金に余剰が出た際におきまして、簡易生命保険法第四十七條におきまして、簡易生命保険事業の経営上剰余を生じたときは、保険約款の定めるところにより、保険金受取人にこれを分配する。また年金法にもそういうような規定があるのをご存じ願ひいたします。資金を集めて事業経営の結果、余剰が出たら加入者の利益のために還元的な規定はならないと、こういうふうな規定も現にあるのをご存じ願ひいたします。従いまして、資金の実質的意義から申し上げますと、これは加入者に対する信託財産である。ただ、たゞいま政府次官がおつしやいましたのは、形式上のかつこうをちよつと御説明しただけでございます。政府におきましては、事務当局と一つも意見の齟齬はないと思つておる。

○石原(登)委員 ただいまの保険局長の御説明によりまして、なおまた簡易生命保険法第四十七條の趣旨にかんがみまして、簡易生命保険積立金は、政府に対する信託財産の形によつて、これはあくまでも加入者相互間の金であるといふことを、あらためて確認をいたしました。

そこでその建前に立つて質問を申し上げるわけでございますが、さうしてありますればあります通り、今後の保険金の運用については、当時箕浦運信大臣が言われた通り、一般財政の運用に供する目的ではないのでありますから、こういうものとは別個に離れまして、この保険運用上の利益、それから多くの一般国民の、いわゆる零細国民の利益の上に立つて行かなくてはならない、こういうような根本的な考えを、私はさらに強くいたすわけであります。そういう意味におきまして、私どもが今度提案されましたこの法律を見ますと、いろいろまだ矛盾するものがある、過渡的な段階の現われとして、これもあえていろいろ指摘しようとは考えません。ただ特にお尋ねをいたしましたのは、今後簡易生命保険並びに郵便年金によつて集められるところの金は、相当大きな分野を持つ。しかも今後は本法施行によりまして、おそらくこの事業自体をよりよく国民の大多数が理解いたしましたして、この事業はさらに一層健全、急速な発展を見ることを私は確信いたします。ゆえにこの面から考えましても、相当の資金源になりままするがゆえに、これらの資金に對して、各方面から非常ないろいろの要求があろうかと考えます。しかしな

がら、ただいま申しました通り、この資金は決して一般財政のために充てらるべきものではありせんから、これはどうしても零細な国民のために運用してもらわなくてはならないのであります。ところが本法によりまして、これはその他の政令によつて定められたところの公共団体のみ融資する、こういうような建前になつて居るのであります。これは近い将来において、一般の中小商工業者、こういう人は非常に資金に困つて居る、さらに農山漁村の營農資金、あるいは漁業上の資金、こういうものにも早急に融資するところの道をお開きになる意思があるのかどうか、この点をお尋ね申し上げたいのであります。

○白根(玉)政府委員 お尋ねの御趣旨はごもつともでございます。さうな趣旨に基きまして、われ／＼といたしましては貸付先も決定いたしましたところでございます。その趣旨を汲みまして、実は地方債なり地方貸付に力点を置いて参つて居るのであります。なお中小商工業者の助成とか、あるいは地方の營農資金、こういう問題は、現に戦前におきましては、そこまで手を伸ばしておつたのであります。しかしながらこれは先ほど私が申し上げました資金の性質論と矛盾するような点もあるかも知れませんが、現在形式上の意味における民間資金にあらざるものの資金量が非常に少ないのでございます。需要に對しましては供給財源が少く現状におきましては、せめてわれ／＼の希望する方面の借入れ先にやりたいという意味合いで、さしむき地方還元と

申しますか、加入階層に還元するような方面で、しかも確実な方面に制限いたしまして、お手元に御配付いたしました三件程度の借入れ先を法律的に限定しておるのでございます。しかしながら資金量もだん／＼ふえて参りまして、民間資金にあらざる、まあ形式上の政府に集める金の量が、相当資金源がふえて行く度合いに照応いたしまして、御質問のような方向へできるだけ伸びて参りたい、かように事務当局としては存じておりますが、さしむきるところといたしましては、この程度の借入れ先でスタートしたい、かように存じて居る次第でございます。

○石原(登)委員 私は今出されたこの法律案は過渡的な現象であつて、これはやむを得ないといふことは私もよくわかります。ただ私は近い将来において、今私の質問したような趣旨のことができるかどうか、そういう意思があるかどうかといふことをお尋ねしておるのでございます。それはなぜかといふと、最近すべての事業が金融に行き詰まつて居る。金融が円滑に行きさへしたたりつばに成り立つて行く仕事、ただ金融がつかないためにばたばた倒れて居る。これはひとり大企業のみでなしに、むしろ中小企業にはこういうような事態が多いわけでありまして、そこで政府としてはどういうような事業を助成するの道は、法律あるいはいろいろの道で開いておられますが、どうも役所仕事になりまして、その手續はきわめて複雑であります。これを利用することができない。言いかえれば政府の満足するような書類をつくるだけの能力はない。特にこうい

うことは、農業とか漁業を経営して居る人は、一生懸命に仕事をやる場所の熱意とそれだけの実効をあげる実力にはありますが、書類をつくることの実力に欠けて居る。従いまして、たとえ国民金融公庫の金にいたしましたし、あるいは住宅金融公庫の金にいたしましたし、当然借りられないで、悪くないような人が借りられないで、悪智恵のあるような人がこういう金が流れておる。しかもこれをどうもつと端的に申しますと、こういうような地方に当然流れて行かなくてはならないような金が、都市の一方的に偏する、こういうような実情にあるからであります。ですから、地方の農業経営におきまして、あるいは漁業の経営にしまして、あるいは小さな商工業の経営にしまして、もしここでわずかな金の融資の道が開けるならば、どん／＼発展して行くといふことがはつきりとわかっているにかかわらず、その道がないわけでありまして、さうして現状から申しますと、資金の枯渇して居る状態と申すに、大きな事業の資金は決して倒産に至るほど枯渇して居ない、こういうことを考えてみますと、私はこういうような気の毒な、中小商工業者あるいは漁業者あるいは農業者、こういうところをどうして救う道をつくらないかといふことをかねてから考へておられます。昔は勧業銀行とかあるいは農工銀行あたりで、不動産を担保にいたしまして、相当こういう方向の金が融資されましたが、戦後今日にはさういふ道もとざされておりました。まづたく農業、漁業の振興の道はとざされておる。中小商工業の振興の

道もとざされておると言つても過言ではないわけでありまして、この簡易生命保険と郵便年金の積立金の運用が郵政省に還元することを希望しまして、いわゆる国民としての声がほろ／＼として起つた理由の第一は、決して郵政省にこの仕事をやつてもらいたいといふのではなくて、かつて郵政省がやつたのでなくて、かつて時代、それによつて大い／＼つやつた時代、それによつて大きな利益を得た、大きく奉仕してもらつたところの国民の大多数が、さういふ日が再び来ることを心から切望したゆえにほかならないわけでありまして、国会においても、三回ほどこの資金還元を決議いたしました。これは未曾有のことだ。この未曾有の国民的な輿論といふものは、さういふところから、ぜひ中央の大事業だけに、地方のさういふような零細な国民を助けてくれるであらうといふところの大きな期待が、このような形で現われて来たのであるといふことを私は確信いたします。また政府も、郵政当局も、そのように確信されて居るであらうといふことを私は考えられるわけでありまして、当然今日いろいろの面における資金源が非常にきつ／＼な面における場合に、今すぐさうでなくてはならないという議論をして居るわけではありませんが、当然近い将来においては、もちろんいろいろの困難はありましようけれども、こういうような困難を排し、まして、これらの国民の意圖にこたえるだけの御決意があるかどうか、この点をお尋ねいたしておるわけでありまして、私は今日この法律案の実施を待望しておるところの国民にこたえていただきたい、こういう意味で質問をするわけ



ては、やはりここへ書きとめましたよ  
うな運用で、資金運用部審議会を利用  
すべきものではなからうか、しかしな  
がら、資金源が相当多くなり、国民経  
済が安定して行つて、しかも資金の統  
制と申しますか、よくいう資金の総合  
的計画という線が、そう強くやらなく  
てもいいような時代が参りましたら、  
おつしやるような線に、場合によつて  
は切りかえるのが正しい姿ではない  
か、これはさつぱらんに申し上げま  
すとそう考えておられますが、さしむき  
のところは、この委員会を活用するこ  
とで行つたらどうか、かように存じて  
おる次第でございます。

○石原(登)委員 ただいまの局長の答  
えで、戦前には、預金部と別個に運用  
計画を立てておつた。私はそれは当然  
であろうと思う。また保険創設の趣旨  
から考えましても、それが当然だと思  
う。であるとなれば、今後は、資金運  
用部資金運用審議会の議にかけるこ  
と、私は理論的には間違つておると思  
うのであります。こういうような保険  
あるいは年金を利用する人の階層を私  
どもよく考えてみますと、簡易保険創  
設当時の、政府出資のあれを見まして  
も、簡易生命保険の事業を経営し、社  
会中級以下の多数の人の幸福を増進す  
るためにこの保険をつくるのだとい  
ふに定義しては、かようになりま  
すと、今日では、そういう中級以下の人  
を救うためにやるいわゆる社会保障の  
制度なり施設なりには、政府はまだま  
だ多くの金を投じて、いろいろいな  
事業をやつて、そういう人を助けなく  
はならないという方向の行政を  
やつてゐる。ところがひとり簡易保険

に限つて、そういう人を助けるどこ  
か、そういう人の犠牲によつて、ある  
いは共産党的な言葉を使うと、そうい  
う人からの搾取によつて国家全体の利  
益をはかつてゐる。すなわち、こうい  
う人のわずかな金を、最も安い利まわ  
りの金でいろいろいな事業資金に使われ  
ている。こういうことははたして簡易  
保険の創設の趣旨に合うか。しかも、こ  
う世界的社会保障の制度をつくるため  
に、この毒な人を助けてやるために、  
わざ／＼国家財政資金を何百億と使わ  
なくてはならない時期に、簡易保険創  
設の趣旨にもつたよきな事業の経営  
をやつて行くことが、正しいことかど  
うかというのを私は聞いているわけ  
であります。戦時中はそれこそ国民全  
体は命までも投げ捨てて戦つた。一  
いゆる戦争でありましたから、零細な  
者も金持もみんな捧げるのは当然であ  
ります。ですから、戦時中から占領下を  
今日までのやり方について私はとや  
か／＼申し上げません。しかし少くとも  
平和が回復いたしました今日におい  
ては、この簡易保険の金は、当然創立  
時の趣旨に基いて使われるべきであ  
る。その方面において事業を営まされ  
てはならない。こういうふうな考えま  
すと、どうしても今後の運営について  
は、資金運用部資金審議会に諮ること  
が正しいので、これを国家資金と見て  
大蔵省が独断であつたかどうかに  
とはおかし。これはあくまでも契約  
者の意を尊重して尊重して、あくまで  
も利益を保護いたさなければならな  
い。これはどうしてもそういうふう  
にお考えを直さないと、今後の運用にお  
いても、今後の郵政当局の行政にお  
いても、非常に重大な禍根を残す、か

よく考えます。幸いに大野事務次官  
がお見えのようでありまして、こうい  
う私どもの考え方についてどうい  
うにお考えでありますか、御意見があ  
ると思ひますから承つておきたいと  
思ひます。

○大野説明員 ただいま白根政府委員  
からお答えを申し上げたと同様にお  
おきまして、仰せの趣旨は私も  
まつたく同感に存じておるところで  
ございます。

○石原(登)委員 いろいろさつきから  
言います通り、私は過渡的であるから  
す。しかしながら、これはいわゆる契  
約者相互間の金であるのです。それが  
さういふふうにはつきりと言明がな  
い。さういふふうにはつきりした御答  
弁がないとどうも了承ができませんの  
であります。この点はさつきから  
申上げました。先ほど来お答えを申し  
上げたと同様に私もさつきから  
ございまして、実は非常に形式的な  
法律論を持ち出しますと、これはかな  
り意見のわかれるところであらうと思  
ひます。しかしさういふ法律論は別と  
いたしまして、実質上の問題とすれば  
まさに仰せの通りであらうと考へてお  
ります。

の手をさしおのべていたいただきたい  
ことを強く希望いたします。  
それから、この法律で実際的にも私  
は了承できかねる面が一つあるの  
あります。附則の第二に「昭和二十八  
年三月三十一日現在の積立金でこの法律  
の施行の際資金運用部に預託されて  
るものこの法律の規定による運用に  
ついては、その範囲を政令で定める。」  
と書いてありますが、これはこの法律  
の趣旨から申しましても、従来の慣例  
から考えましても、資金運用部に委  
託してゐるところの五箇年間の計画で  
つてもそれなればならないものであ  
ります。それをわざ／＼法律の精神を  
無視してなせさういふような條項を  
加へたのだのか。これはわれ／＼の  
まつたく了解に苦しむところであ  
るが、大体さういふふうな意味であ  
りますか、さういふふうな意図であ  
りますか、この点を明らかにして  
いただきます。

○白根(玉)政府委員 第二項における  
ことを御説明申し上げますと、本法に  
よつて運用する積立金は、当面昭和二  
十八年度以降の新規運用積立金に  
したことでございまして、申します  
は、二十七年以前に資金運用部に預  
託してある積立金は、預託期限の到来  
と同時に引上げまして、これを新規の  
運用原資に加へて行くのが建前では  
ないかと考へざるを得ないのでござ  
います。一方におきまして、資金運用部  
におきましては、実際面としては長期  
資金に貸し付けておるような実情で  
ございまして、それを預託期限が到来  
するに当たりに引上げてこちらの運用  
持つて行くのも、実際面といたしまし

ては、向うの金繰りの関係もあらうと  
存するのでございまして。従いまし  
これらの面をどの程度引上げてこちら  
の運用原資にプラスするかということ  
の限度を政令で定めたいということ  
あります。根本的な考え方といたしま  
すれば、すでに運用してゐるもの  
金の面におきましても、できる限りこ  
ちらへ引継いだり、あるいは回収金  
のときは、全部引上げて運用するの  
いいのではないかとさういふ考え方  
も立ちますけれども、資金の投資状  
況は生きものでございまして、従いま  
して、生きものを殺したり、いろいろ  
の混乱を来させるといふこともどうか  
考へまして、せめて向うの運用状況  
の実際の面をも加味いたしまして、可  
能な限りにおいて既運用の積立金の  
の中から、ある程度引出してこち  
らで運用したい。その限度を政令で  
めたい、さういふふうな考え方  
でございます。

○石原(登)委員 そうすると、建前と  
してはあくまでも五箇年間の預託期  
間が過ぎたら郵政省に返すのだ、但し、  
融資先のいろいろいな事情によつて、  
わかにそれを回収できない場合は、両  
者の話合いによつて若干延ばす、こ  
ういう意味に了解していいですね。さ  
うしてこの問題は、あくまでも郵政省  
の主体性によつて政令で処理される  
のだ、さういふふうな了承してよろし  
うございませぬ。

この資金を運用すると、何か保険を強制的に勧誘させるというような議論をしておる。これは私も従来からの保険の性格から考えまして、非常に遺憾に考へておられます。しかもはなはだし議論になりまして、こういうことを言つておる。この金は保険の加入の多寡によつて貸すのであるから、結局金持の町村は多くの金を借りられるが、保険に加入することができないという、いわゆる中産以下のあるいはさらに零細な貧乏村では、この金も借りられないのだ。だからこういうことになる。貧乏なものはどうも貧乏して行くという結果になることを、心から実は心配しておる人たちが多いのです。私は決してさやうでないということを確認をいたしております。従つて、保険の契約の度合いによつて融通されるのでなくて、ほんとうに困つた町村に對しましては、十分検討の上で、そういうところになおかつ救済の手をさすのべるところの性格の資金である、こういうふうにご了解しておるのであります。政府はこの点のようにお考えであるか。その点をお尋ねしておきたい。

置いて貸し付けたい、こういうふうな気持ちでも持つておるのでございまして、従ひまして、新規契約の量に應じて科学的に按分して、あるいは結果として都市に集中的に行くという考え方は、われわれは毛頭持つておらないのであります。私どもの考えは、戦前にやつておつた考えと同じでございませぬ。戦前におきまして、毛頭さやうなことはないのでございまして、これは何かの誤解であろうかと存じます。私が、それを石原さんが御心配していただいた上の御質問と存じまして、たいへんありがたく存じておる次第であります。

〇石原(警)委員 たいだいまの言明で安心いたしました。この面につきまして、地方によつては相当重大な関心を持ち、かつ心配しているようでありませぬから、政府としてはあつた限りの方法をもつて、こういうふうな誤解を一掃されるよう、なお一段の努力をお願いしたいと思つておる。それから、これは法律上のたいへんな欠陥ですが、この法律を制定することによつて、資金運用部資金法と簡易保険の特別会計法は、当然改正しなければならぬ。ところが本法によると、その改正によらずして、わざ／＼別個の姿によつて提案されておる。今までは六年も国会におけるが、こういう法律が出たのは私は初めてであります。たとへば資金運用部資金法が提案された当時も、いづゆる整理要綱として、簡易保険法の一部が、この法律の附則によつて訂正された。ところが本法においてのみ、どうもおかしな取扱ひをしておりまして、この法律は初めからいけなしい。全然整理がしてない。法律的にこ

ういう欠陥がありますが、せつかくこの法案が出ておるので、一応これを審議するといふ建前はとりまして、本米だこれは法律の体をなしてない。その点はもちろん、大蔵委員会の審議の状況にとり合はれて、必要に應じて改正しなければならぬのであります。政府はこういう面についても十分研究されて、今後このやうなおかしな状態が出て来ないように、御注意を願いたいと思つておる。私の質問は一応この程度にとどめます。すぐまた継続いたしますが、この程度でとどめておきます。

〇降旗委員 多年の具案でありました本問題が、実現の軌道に乗つて来たといふことについては、御同様喜びにたえないところでありませぬ。そこで私どもは、この運用は年度内に再開されるものであると強く期待しておつたのであります。ところが、提案によりまして、二十八年四月一日ということになつておるのであります。いろいろの事情があつたことと思つておる。この点につきましては遺憾にたえないところでありませぬ。そこで、さきほど石原委員の質疑によりまして承できた点もありませんが、この附則の第一と第二に關連いたしまして、二十八年四月一日から郵政省において運用を再開するのであります。その積立金は一体どのくらいあるのか、また郵政省の運用のできがたいところの積立金はどのやうな状態になるのか、この点を数字の上で御説明願いたいと思つておる。

〇白根(玉)政府委員 私どもの方へ運用を再開させていただくという理由の一つとして、地方還元という言葉を使つておるのでありますが、その言葉を誤解いたしました。今おつしやいましたよな意味でお考えになつたり、宣伝しておる向きもあるかと存じておるのでございませぬ。しかしながら、私どもはさやうな考えは毛頭持つておらないのでございませぬ。私どもはできるだけ集まつた金を地方へ多く流したい、できれば町村の方面に重点を

〇降旗委員 よくわかりました。そこで最近行政機構改革の問題をめぐつていろいろと議論のある点は、私どもも承しておるのであります。強く申しませぬけれども、とにかく行政機構の改革が今行われておるときに、何もこの再開について一年も先の期日をきめる必要は私はないと思つておる。もう少し早くこれを再開した方が、より多く天下の輿論にこたえるゆえんだと、同く信じておるのであります。私はそれだけを申し上げて、質問を打ち切ります。

〇白根(玉)政府委員 御趣旨はごもつともございまして、年度の途中であるという考え方からいたしまして、さしむき本年度からの実施は差控えまして、来年度からやつたらどうかとい

て、一般的な考え方だろと思つて、事務的に申し上げますと、地方債が具体的に決定するのは六月から七月の上旬ごろにスタートを切るものであります。従ひまして、本年度から実施いたしまして、実施できないことはないのです。ただ借入先が今では資金運用部ということになつておりました。その借入先をある程度変更しなければならぬ面も残つておるといふことございませぬ。これは事務的処理でございませぬ、かやうに存するの

〇受田委員 この法律案の通過とともに、運用権の復元がされるわけでありませぬが、先ほど以来質問をした要点を調べてみますと、どこへこれが貸し付けられるかという点について、政府の意図するところを伺つておるのであります。今非常に危懼されておるの、これが郵政省へ復元されると同時に、特に保険契約とタイ・アップしたる貸付がされるのではないかと。従つてこの運用をさせてもらおうとする地方公共団体などが、契約を割当てられ、それとさつ引いて貸付を受けるといふやうな危懼が一部に抱かれておる。私どもは、この点の危懼を一掃して、決してさやうな契約を増すための作戦として、それから貸付をすることは混同されるものでないという点を、特に明らかにしていただきたいと思います。現在各市町村長などが特にこの反対陳情などをやつた根底に、資金の国家的

統一をはかつて、地方にこれを利用して  
せてもらう場合でも、むしろ大蔵省に  
ある方がいいんだという、あの猛烈な  
今度の復元反対運動などを十分われ  
われは検討しなければならぬと思うの  
であります。この点復元をして同時に  
地元の人たち——地方公共団体が、ほ  
んとうに復元をしてよかつたという効  
果をあらしめなければならぬと思いま  
すが、簡易保険局長といたしまして、  
こういう危惧を一掃するところの用意  
があるかどうかお伺いしたいのであり  
ます。

○白根(玉)政府委員 これは石原委員  
にお答えいたしましたのでありますが、簡  
易保険の運用をこちらへ持つて参ると  
いうことは資金の地方還元という言葉  
を使つた。従つてそれを科学的にはじ  
いて、契約量に相応して、そこに還元  
するんだというように誤解された向き  
も相当あると思ひます。しかしなが  
ら私も私でもそういう考え方を持つてお  
るのでは毛頭ないのであります。とに  
もかくにも私も私でも集つた金は、でき  
るだけ地方へ還元したいという考え方  
は考え方でございますけれども、それ  
を契約量の多いところにたくさん貸し  
付けるとか、そういうような考え方は  
毛頭ないのであります。この事実は  
戦前におきまして、私の方で運用し  
ておつたときに、地方還元というの  
表に出してあります。けれどもも契約  
量に比例して還元の資金を流すとい  
うことは全然やつてなかつたのであり  
ます。私も私が地方還元と申し上げたの  
はそういう意味でございます。従いま  
して、できればわれわれの運用の際に  
おきましては、町村方面は割合に契約  
量が少いけれども、むしろ町村の方へ

重点を置いてでもやりたいという気持  
を持つておるのでございます。決して  
さやうなことはないのでございます。  
ただ私の方の資金によりまして学校が  
建つた、橋ができたということの結果  
に基きまして、自発的に御協力してい  
ただくということ、期待はむしろんし  
ておりません。しかしそういう自発的  
にやられたという例はあるのでござい  
ますけれども、それに期待を持つて運  
用の貸付をきめるといふことは、全然  
いたす考えはございません。

○受田委員 政府の意図するところを  
お伺いしてある程度安心をしております。  
この点せつつかく復元をしたこの機  
会に、第一線の地方公共団体などが、  
絶対に危惧を抱かないようにはつきり  
した態勢でやつていただきたい。  
それから次のお尋ねであります、  
今まで保険契約者に対しての便益の供  
與ということがはなはだ少くて、診療  
とかそのほか保険契約者の直接の利益  
を受くる点に事欠いていた、という  
点においてさつそく保険契約者に対  
しての便宜の供與という意味で、たと  
えば診療の移動カーを全国に多数増  
設するとか、あるいは無料診療所を設  
置して、厚生省とある程度タイ・ア  
ップする点もあるかもしませんが、簡  
易保険加入者に便益を供與するとい  
う点においての具体策をお持ちでは  
ないかと思つておりますが、利益供與  
の問題について当局の御意向をた  
だしたいのであります。

○白根(玉)政府委員 その御趣旨はご  
もつともでございます。従いまして  
の方法が二つあるのでございます。一  
面は歳出の面におきまして、お話のよ  
うに厚生省と連絡をとつて、診療所と

かあるいは移動カーとかいうものを強  
化したらどうかという面は、歳出の面  
で考慮する考え方が一つ、一面は運用  
の面で、そこまで考慮するかせぬかとい  
う問題があるのであります。従いまし  
て歳出の面におきましては、運用を郵  
政省へ復元したといたしますと、利  
やが相当ふえて参ります。従いまし  
てそのふえた歳入増がございまして、  
そこらを足がかりにいたしまして、で  
きるだけ歳出面におきましてお話の  
ような線に沿つた施策を考えてみた  
い、こう考えております。それから運  
用の面ではどうかということござい  
ますが、この面につきましては、現在の  
資金の状況から見まして、直接引き出  
しに運用貸付をするという点は、法文  
には実は出ていないのであります。し  
かしながら地方債なり地方貸付の線に  
おきまして、そういう事業を主体と  
いたしまして起債をするという面につ  
きましては、私も私もいたしまして  
は、できるだけそこへ重点を置いて貸  
付をいたしたい、かように存じてお  
ります。

○受田委員 こうした歴史的な郵政省  
復元という大戦果をあげたこの機会  
に、郵政省が簡易保険を通じて、大衆  
にほんとうに親しまれ、大衆の便益を  
興える省であるといふことをつきり  
させなければならぬ、郵政省がこ  
の国の行政機関として非常に重視せら  
れるという一段階をここに画したわ  
けであります。この重大な段階  
において、この運用権が復元した機  
会に、簡易保険局がある程度機構の上  
において、相当大幅に拡大強化され  
て、できるならばこれが郵政省の外簡  
易保険局長官というものが置かれるよ  
うな機構改革を行うよう、この際奮  
する用意があるかないか、ひとつ政府  
の御意向をお聞きしたいのでありま  
す。

○白根(玉)政府委員 非常にありがた  
い御質問でございます。非常に感謝に  
たえないのでございます。しかしなが  
ら私も私でもいたしましては、機構の問  
題におきましては、外局というところ  
までたぐいまのところは考えていない  
のであります。形の上で大きくするの  
も一つの手でございますが、実質的に  
仕事ができるように、その必要な限  
度において拡充をするという考え方は  
おつしやる通りに持つておるのでござ  
います。ただ外局のところまで持つて行  
くという考えはたぐいまのございませ  
ん。但し直接市町村等に接触する郵政  
局の分野におきましては、現在は運用  
局の運用係だけでございまして、これ  
は昇格するといふようなことは考え  
ていない。運用課のところは、今運用  
係になつておりますが、そういう程度  
の拡充は考えてみたい、かように存じ  
ております。

○受田委員 この法案の第六條には  
「郵政大臣は、積立金の出納執行の命  
令を部下の部局長に行わせることが  
できる。」といふことになつておるの  
で、この点においてこの部局長は非  
常に権能を持つわけでありまして、こ  
の点地方の郵政局の中にある今お説  
の運用の担当をしていられる係、課に  
どうか何と、この際中央の権限の強化  
と相まつて、第一線にすみやかに復元  
の効果が現われるように、早急に手を  
打たれる必要があると思ひます。こ  
の点において当局の善処を要望いたしま  
す。

○石原委員 それではほかに質問  
がないようですから、私また続いて質  
問をいたします。この法律の制定の一  
番のポイントはおそらく第三條にある  
わけですが、そこで第三條の中でも第  
一号これは従来も持つておるところで  
あります。現在も持つておるから  
問題はありませぬ。  
第二に地方債に対する融資を行うに  
ついての具体的な方法、また地方債は  
現在相当の資金源を擁しておりますが、  
今郵政省が持つておるところの資金源  
ではどうして耐えられないわけであり  
ます。その間の調整をどのように行  
うか。またこの資金の出しについて、  
地方財政委員会との調整にあつて、  
実際予想されるいろいろな事柄につ  
いて、これは事務的な問題でありま  
すが、この点を十分御説明願ひたいと思  
ひます。

○白根(玉)政府委員 おつしやる通り  
でありまして、ただいまこの点につき

なおこれが郵政省へ復元をした機会  
に、なおこれから大蔵省から執拗にこ  
れに対して干渉しようという空気がな  
きにしもあらずと私は思つてありま  
して、この点はよほど警戒を要するの  
で、今度こちらへ復元をしたいきさつ  
などを考えても、これはただごと  
じやありません。そうするとまたここ  
へ臭いにおいがしないような先手を打  
つておく必要がある。この点において  
郵政省として大いに努力していただ  
いて、今度の例の審議会などのメンバ  
ーについても、十分検討を加えてそつが  
ないよう、ひとつ十分の御注意をお  
願ひしておきたいのであります。これ  
をもつて私の質問を終ります。

まして、はつきり関係官庁と話し合いが

ついで段階ではないのでございませう。

しかしながら私も、おつしやる通りに、その点についてはよほど慎重に考

えなければならぬのであります。か

ように存じております。従いまして御

承知のように地方債を起すにあたりま

して、まず毎年々々起債総額のわくを

起債の設置方針を決定するのでありま

すが、その際におきまして、起債総額

のわくにつきましては、地方予算の推

計をまずやりまして、それから国の金

融政策を決定しまして、この二つの要

素をかみわけまして起債のわくがきま

るのであります。その際におきまして、

地方予算の推計は地方財政委員会が

当ることになっております。それから

国の金融政策は事實上現在のやり方と

いたしまして、現在實際上には資金運

用部資金の地方債融資可能額の算定を

基礎にしております。これらをかみわ

けてやることになっておりますが、こ

の国の金融政策は、現在大蔵省がやる

ことになっております。ところが今度

は、われわれのところの資金のわくが

きまるわけでありまして、この国の金

融政策の一翼をになうことになると思

うのであります。従いまして、私ども

といたしましては、起債の設置方針の

策定にあたりましては、現在は大蔵省

のいずれの事業に力点を置くかという

基本方針もきめるのであります。この

事業につきましては、御承知のように

公共事業と単独事業の二本建てになつ

ております。それと災害復旧事業、そ

ういうことになっております。これら

の事業のどこに力点を置くかというこ

とは、われわれといたしましては、最

も大事なことでありまして、単独事業

は御承知のように小学校とか、自治体

警察とか、消防とか、下水道とかい

うものでございませう。それから公益企業

の中では上水道、電車、病院、ガス、

電気、公益質屋というものが入つてお

ります。それ以外に公共事業といたし

まして、事業費の全部または一部が国

庫補助金によつてまかなわれて、かつ

安本の認証を受ける事業を公共事業と

いうのであります。これらの大體事業

の内容を持つておりますこの事業内容

に対して、私どもの資金はどのへ力点

を置くかということも重大な関心を持

たなければならぬ、かように存じて

おります。従いまして起債の設置方針

につきましては、大體われわれも三者

で話し合ひすべきではなからうか。さ

で起債の申請に對しましては、起債申

請前につきましては、私どもといたし

ましては財政監督をするわけではござ

しても尊重する建前を、従来とも持つ

ております。その借入先を尊重する従

来の建前も今後も継続していただきま

して、まずできれば地方自治体の希望

を入れる。しかし希望を入れるにあた

りまして、向うのわくとこちらのわ

くとの関係からいたしまして、ある程

度更正決定を地財委がしなければなら

ぬ場合があると思ひます。それらの更

正決定の際におきましては、むしろ私

の方も地財委ともよく相談いたしまし

て、融資の円滑を期したい、かように

存じておる次第であります。

○石原(委員) 先ほどは主として私

はいわゆる個人的な立場から、地方

農山漁村の人々の資金の枯渇を訴えま

した。今度私は地方の公共団体、いわ

ゆる地方債は、今日起債という言葉で

呼ばれて、毎年地方の町村長あるいは

市長が出て参りまして、あるいは地方

財政委員会に行つたり、あるいは大蔵

省に行つたりして、そしてございまわ

されておる。このございまわされて

いるという言葉の表現は、遺憾な表現

でありますけれども、事実さうであ

ります。地方財政委員会に行つてござ

い、大蔵省に行つてござい、実に

われわれは残念だ。ところが残念では

あつても、この起債が得られるかどう

かということが、地方の町村が存続し

て行けるかどうかということになる。

ですから今日この地方の起債の許可を

とるために、非常に苦勞をいたして

おるといふことであります。私も今日

までのやり方については、非常に異論

があります。幸いにいたしまして、こ

れがただ単に大蔵省だけではなしに、

郵政省も関係して来るということは、

大蔵省と郵政省が国民に対して、ほん

とくにどちらが公僕であるかという、

いわゆるサービスの競争が出て来るの

だということも、私は大きな期待を持

つております。郵政省は従来ともおと

なしい役所でありまして、必ずや多

くのこういふような人たちに、満足

を興えるような奉仕をされるだろうと

いふことを、私は期待をいたすわけ

でございます。地方でも、これだけの金

があればほんとうにこの仕事をやりた

いのだが、この金がないために、実

はこういふような計画があるけれども

できないのだ。いわゆる地方の自立的

な、自主的な計画があるけれども、そ

ういふものは今国家財政という大きな

面から、地方財政委員会に押えられ

て、なか／＼起債のわくの中に入れて

もらえないというのが現状でありま

す。これは今日水道とか何とか、そ

ういふ面はさることながら、産業振興の

面から、事業経営の面から、当然この

村でございふことをやつたらいいとい

う事例を、私自身よく知つておりま

す。ところがなか／＼地方財政委員会

が許可してくれない。残念なことには

今日起債の許可というものは、先ほど

説明がありました通り、公共事業費と

か何とか、安本において認証を受けた

もののみ、起債の許可が與えられると

いうふうに断言してもさしつかえな

い。こういうような状態でありまし

て、地方の公共団体が自主的に金を工

面して、金が借りられて仕事を起す。

いわゆる産業の振興をほかるといふ道

言ではないわけでありませう。そこで地

方の方村においては、銀行からでも金

を借りたらいいかといふと、銀行も

なか／＼貸してくれない。相当大きな

金ですから、貸してくれない。起債に

行こうとしましても、なか／＼／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

／／／／／／／／／／／／／／／／／

ほど御説明申し上げました、農林漁業資金融通特別会計へ一本で流しておるのが現状でございます。しかしこの姿でずつとやらなければならぬというところもないと思ひます。われわれの希望といはしましては、直接に土工組合なり、水利組合なりにお貸しするような措置ができればという希望は持つております。そういう場合に備えて、この條文を置いておるわけでございませう。またただいまのところでは、その幅は公共団体の幅の範圍内において、ある程度広げることがはむろんでおるわけでございませう。従いましてどの程度にかまへ、どの程度に広げて行くかということ、例を農林省の關係の方に持つて行けば、先ほどのような考え方に基いて、農林省との話合いの問題になると思ひます。また先ほどおつしやいました中小商工業者の組合その他につきましても、これは商工行政との結び合せもございませう。またこれはさしむきの現在の状況から見れば、地財委の考え方もあろうと思ひます。そこらの考え方を、いろいろ連絡をとつて、可能な限りにおいて、直接融資をする道を開きたい、こういう意味でこの條文があるのではありません。御趣旨はできるだけ善処いたしたいと思ひますが、関係官庁もあることとありますので、その御希望に沿うように、一氣にとりかかるとはあては行かぬかと存じます。できるだけそういう線に向つてわれわれは行きたい、かように存じております。

○石原(登)委員 私はこの法案には、実は非常に重大な関心を持つております。むろんほかの方も、この法案は画期的な法律案であるということは、お考えだろつと思ひますが、私はより以上に画期的な法律案であるということをお考へておられます。と申しますのは、今日新憲法のもとにおいて、いわゆる地方自治体の自主性というものが根本的に認められてゐる。しかしながら、遺憾なことには、こういうように自主性を認められたところの地方の自治体というものは、財政的に自立するだけの力が全然ない。従つて財政面から押えられまして、何の仕事をしようとしてもできない。従つて今日の地方自治の実態というものは、絶対に確立されておると思はないわけでありませう。こういうような建前のときに、地方の隅から隅まで、大きな、しかも完璧な組織を持つてゐるところのこの郵政事業が、新しい憲法に基く自治体の自立のために、この郵政省で集めたところの大きな資金を、地方に還元することによつて、地方の自治体は思い切つた施策ができ、みずからの責任によつて思い切つた施策ができる。こういう点は、地方に大きな組織を持つていないところのあるいは大蔵省とか、あるいは農林省とか、そういうものとは全然違ふ。私が郵政省に多く期待するゆゑは、郵政省は地方の愛情を、このひら返すようにはつきり把握できるところに、私は大きな期待を持つてゐる。それと同時に、こういうような大きな資金源を持つてゐる。だからこの資金源を、正しい認識のもとに地方に供給されることによつて、地方の産業がずつと生きるわけでありませう。

今までは逆であつた。この金の面を地方を押しつけていたが、今度郵政省がこの金を地方に供給し、援助する、このことによつて私は日本の産業に大変革を来すものだ、それはしかもつばな面において大変革を来すものだ、こういう考え方に立つておられますから、この法律案は画期的な法律だと私は考へてゐるわけでございます。ですから現在現行の法律は、さつきから申します通り、過渡的なものでありませう。根本の方針と精神だけはここではつきりと明らかにしておきませんと、将来に非常に大きな禍根を残すと思ひます。しかしながらこの問題は、事務的に私がいくら申しましても、なかなか困難な問題であります。きよは大臣も出席がないようございませう。この問題は續いて追究することをやめますが、この点だけは次の国会までにどうぞ御研究願ひたいと思ひます。今回運用することによりまして、当然運用の利回りもふえて参ると思ひます。従いまして利益金も相当増大するわけでありませう。その場合、増加したところの利益金は、いかような方法によつて契約者に還元されるか。先ほどの話では、何かサービス・カーをつくるという議論もありました。これをもつてございませう。あるいは一部計画されておられますところの老人ハウスの、これも一つございませう。しかしながら現在予定利率の三分五厘は低過ぎるので、こういう面も十分検討されまして、この目的は、より少いところの保険料で、というのが目的でありますから、この保険料の改訂について、どのような計画がありますか。

れも次の機会を待つてございませう。具体的にお示しを願ひたい。さらにはこれは細かな保険ということでありませう。実は簡易保険に加入してゐる者は中級以下でありますけれども、今日はこの簡易保険にさへ加入できないようなあわれな人がいる。こういう人が死んだら、なお一層あわれである。こういう人をこの簡易保険の性格からいつて救済の道はないか、私は当然あると考へておられます。私が今考へてゐるところでは、たとえば社会保障の適用を受けまして、月々幾らかずつ保障されている貧乏な家族があります。ああいう家族には、たとえば半額とかあるいは三分の一とかいう低額な保険料で、この簡易保険の契約を認めるといふ措置も考へられるのではないかと考へます。いずれにいたしましても、今度の運用の再開によつて、簡易保険の特別会計は相当有利に、余剰があるように展開されるわけでありませう。当然その利益金の国民に対する還元、いわゆる契約者に対する還元ということについて、具体的な説明を発表されることによつて、より多くの契約者に十分の理解を與えることができるのではないかと考へます。本日は時間の關係もありませうから、その答弁はいりませうが、次の機会にその具体的な答弁をお願いいたしまして、本日の私の質問を終ることにいたします。

○受田委員 私ちよつと明後日から外国へ旅行しますので、ここで質問を片づけておきたいと思ひます。関連した法律で、資金運用部資金法の一部改正案の中に、この審議会の組織の中で、委員が三名ほどふえておられます。この三名ふえる委員は、郵政通の学識または経験のある者ということになるのかどうかを伺ひたいのであります。

○白根(玉)政府委員 実はこの委員の増については、閣議の際に農林大臣の御希望によつて一名増員の要求があつた際に、三名ということになつたわけでありませうが、この中へ運用にからむ郵政関係と申しますか、これが入つておるかどうかと申すことは、まだ具体的にいつておられないのであります。希望としては、いろいろわれわれのところにも希望がございませうけれども、どこどこが入るといふ前提で三名増になつたのではないのであります。

○受田委員 この問題は、こういうところで郵政省が制込みをしておかないと、あとでなめられますよ。この点十分今から用意しておかれることを希望します。

もう一つお尋ねしたいのですが、運用権をこつちへ持つて来た場合に、どれだけの職員がふえるのか、その人員について一応構想をお伺ひしておきたいのであります。

○白根(玉)政府委員 郵政省に還元する結果、人員増といふものは実は出て来ておらないのであります。これは還元するに伴ひまして、募集しよ環境になることはなるのであります。復元に伴つて増員要求をやるという考え方は、現在持つておらないのであります。

○受田委員 それは募集しよといふ効果があることは当然であります。これはもうどうも考へられるし、労働員といふことも考へられることになるので、加重負担が考へられることになるので、そういうものに対して人員増

をやらぬでおくと、それは非常な従業員  
の加重負担になると思ふのですが、  
これは現在の人員増を考へないでやり  
切るといふ自信が政府にあるのであり  
ますか。その点十分確かめておきたい  
のであります。

○白根(五)政府委員 さしむきのとこ  
ろは、この案によりますと、大体来年  
四月一日から本格的な実施をすること  
になるのです。準備その他の関係で、  
多少の労働がふえると思ひますけれど  
も、さしむきは現在の定員でいいので  
はないかと存じております。

○飯塚委員長代理 本案に対する質疑  
は、本日はこの程度にとどめ、明日午  
後一時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所